

森田 満樹 Morita Maki 消費生活コンサルタント

(一社)Food Communication Compass代表。厚生労働省・改正食品衛生法に関する懇談会、消費者庁・食品表示一元化検討会委員、機能性表示に関する検討会委員、食品添加物表示に関する検討会委員を歴任

製造所固有記号の表示

ペットボトルのキャップの下部ネックリングや、食品パッケージの隅のほうに、賞味期限の印字の後で"+(プラス)"で始まるアルファベットや数字の記号を見かけることがあります(図1)。

これが「製造所固有記号」で、名前のとおり製造した所を表す記号です。食品表示法では原則として、製品を製造した製造所の名称と所在地を記載することになっていますが、同一製品を2カ所以上の工場で製造する場合は、製造所固有記号を使用することができます。

図1 製造所固有記号の表示例(キャップ、ラベル)



製造所固有記号は、食品表示法施行の際に見直され、2016年4月より新制度となり、2020年4月製造分より完全義務化されました。これまでとの違いを、解説します。

冷凍食品の農薬混入事件を受けて改正

加工食品には、一括表示の最後に「製造者」「販売者」「輸入者」「加工者」などの名称と所在地が必ず記されています。これらはその食品の表示責任者であり、必ずしも「製造した場所」を表すものではありません。製造した場所は、表示責任者の下に併記されるのが原則です。

食品表示法ができる以前、食品衛生法では何か問題が起こったときにすぐに保健所が対応できるように、製造所の表示を必要としてきました。

しかし、表示スペースなどを考慮して、あらかじめ保健所に製造所固有記号を届け出していればその記号を表示すればよいというルールを1959年に定めていました。

消費者庁はこのルールをそのまま引き継いで運用しましたが、2013年12月に冷凍食品への農薬(マラチオン)混入事件をきっかけに大きく見直されることになりました。

この事件は、従業員が意図的に農薬を混入させたもので、「いつも食べている食品に農薬が入っているかもしれない」と大騒ぎとなりました。記憶に残っている人も多いと思います。事業者はその工場で製造されたすべての食品を自主回収しましたが、その工場で委託製造されたプライベートブランド商品の多くは、製造所固有記号を使っていました。この記号だけでは、消費者は自主回収の該当品か判断することは難しく、「なぜ製造者をきちんと表示しないのか」という疑問が、多くの消費者から寄せられました。

条件を厳しくした新ルール

こうした経緯があり、製造所固有記号のルールを見直すべく、消費者委員会は2014年に議論を重ねました。消費者側委員の、全面的な製造所固有記号の使用禁止要望と、事業者側委員の原則現行制度のまま維持してほしいという要望が折り合いませんでした。

そこで、1つの商品を複数の工場で製造する場合は共通のパッケージを使えるという事業者側のメリットを考慮しつつ、消費者庁は製造所固有記号が使える条件を限定して「原則として、同一製品を2以上の製造所で製造する場合」のみ、とすることにし5年ごとの更新制度と併せて、使用規定を強化しました。また、製造所固有記号の使用に当たって、これまで事業者は消費者庁に郵送による届け出をしていますが、2016

年4月以降は消費者庁のウェブサイト上の「製造所固有記号制度届出データベース」による届出とすることにより、このデータベースを消費者が閲覧できるよう公開することとしました。

新制度での製造所固有記号は "+ "がつく

2020年4月以降に製造された製品の容器包装には、すべて「+」で始まる新記号が表示されます。

新記号のルールは、前述のとおり2カ所以上の工場で製造する同一製品のみ使用でき、使用する場合は、下線部に示す次のいずれかの事項の表示が必要です。

①製造所の所在地または製造者の氏名、もしくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先

(例1)

製造者 株式会社●● 東京都○○区…+ AB
お客様ダイヤル 0120-○○…

②製造所固有記号が表す製造所の所在地および製造者の氏名、または名称を表示したウェブサイトアドレスを表示(二次元コードその他のこれに代わるものを含む)

(例2)

製造者 株式会社●● 東京都○○区…+ AB
当社ウェブサイトアドレス http://…

③当該製品を製造しているすべての製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称および製造所固有記号を表示

(例3)

製造者 株式会社●● 東京都○○区…+ A1
製造者固有記号の各製造所は下記のとおりです。
A1：○○工場(北海道○○市…)
A2：□□工場(神奈川県○○市…)

以上のように新記号を使う場合、事業者は問い合わせ先を必ず明記しなければなりません。

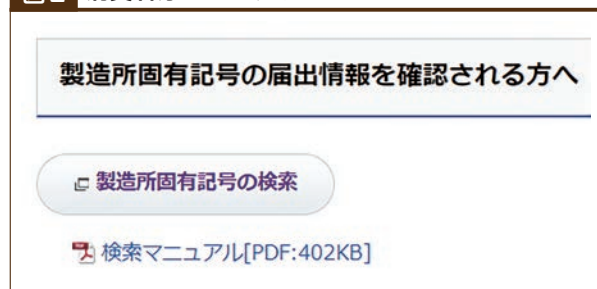
消費者庁のデータベースで 検索できる

これによって、消費者が製造所固有記号をもとに「この食品はどこで製造されたのか」を知りたい場合、事業者に問い合わせをすれば必ず知ることができるようになりました。

もう1つ、消費者庁のウェブサイトにもアクセスして自分で検索する方法もあります。

まず消費者庁のウェブサイトにある「製造所固有記号制度届出データベース」*を開きます。そこに「製造所固有記号の検索」ボタンが設置されていますので、クリックして、手元にある記号(+は入力不要)と製造者または販売者を入力すれば、製造所が表示されるしくみです(図2)。

図2 消費者庁のウェブサイト



もし、ある製造所で事故の発生などにより自主回収が行われたとしても、このデータベースを知っていれば、製造所固有記号からすぐに製造所を調べることができます。

輸入品については製造所が分かりませんが、日本国内で作られる食品の場合は製造所固有記号の表示があれば、必ずこの検索サイトでたどることができます。

このように情報が開示されていることは、消費者の安心にもつながっています。小さな記号ですが、食品表示に関する法律(食品衛生法、JAS法、健康増進法)が消費者庁に移管されて食品表示法ができ、消費者視点を盛り込んだ制度となっています。

* 消費者庁 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/